

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問3（個）第3号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年6月22日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、次の実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容

令和〇〇年〇〇月〇〇日、令和〇〇年〇〇月〇〇日実施された〇〇調停事件に、立会された小作主事〇〇の復命報告書に係る申立人である私の情報（申立の趣旨、申立の主張、調停委員の提案、調停の要旨・概要）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書を特定し、自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年8月24日付けで審査請求人に通知した。

(1) 対象文書

ア 令和〇〇年〇〇月〇〇日の農事調停に係る復命書（以下「本件復命書1」という。）

イ 令和〇〇年〇〇月〇〇日の農事調停に係る復命書（以下「本件復命書2」という。本件復命書1及び本件復命書2を総称して以下「本件復命書」という。）

(2) 不開示理由

条例第14条第3号及び第7号に該当

3 審査請求

審査請求人は、令和3年9月6日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件復命書の全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 農事調停期日において、当該農事調停の申立人の代理人であった審査請求人が自ら申し立てた趣旨、主張に対して調停委員から合意解約による提案を受け、相手方が違法行為を認め謝罪すること、また、その謝罪は記録として残ることを確認して、農地法（昭和27年法律第229号）第18条第6項の規定による通知書に、賃借人の住所、氏名を記入押印して調停委員に提出し、相手方の謝罪により合意解除が成立した。その「事前評議」、「事後評議」、「その他」について不開示とする理由はあり得ない。
- (2) 農事調停の実施については、民事調停法（昭和26年法律第222号）第28条の規定による小作主事の意見が求められている。

立会された小作主事は、農事調停以前に実施された和解の仲裁に同席され、相手方の農地法違反行為を容認されている。そのことは、調停に提出された仲介の記録及び復命書で明白である。

紛争の要点である農地法違反行為に対し、小作主事としてどのような意見を述べられ、調整が図られたことについての「事前評議」を不開示することはあり得ない。

また、調停委員から合意解除による提案を受け、相手方が違法行為を認め謝罪し、その謝罪は調書に記録されることを確認して、提案を了承し、

農地法第18条第6項による通知書に、賃借人の住所、氏名を記入押印のみして調停委員に提出した。

そして、調停関係者全員の前で相手方の謝罪により合意解除が成立した。その違法行為による謝罪に対しての「事後評議」、「その他」を不開示とすることはあり得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件復命書は、手続の非公開が定められている民事調停法に基づき、〇〇地方裁判所〇〇支部が令和〇〇年〇〇年月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日に開催した農事調停期日（以下「本件農事調停事件」という。）に、実施機関の職員が小作主事として出席した際の当該職員による復命書である。

本件復命書には、本件農事調停事件に係る調停委員会での打合せ内容及び相手方の主張等が記載されており、それらの内容、民事調停制度及びその趣旨等が、条例第14条第3号及び第7号の不開示情報に該当するため、これらを開示とする本件処分を行った。

2 農事調停制度について

民事調停は、民事に関して紛争が生じたときに、裁判官1人及び裁判所が指定する民事調停委員2人以上で組織する調停委員会が、当事者の話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る制度である。

民事調停の一類型である農事調停は、民事調停法第25条における「農地又は農業経営に付随する土地、建物その他の農業用資産（中略）の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件」を、民事調停法第26条の規定により、「紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所」が調停する制度である。そして、調停委員は、民事調停法第28条の規定により、「調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聴かなければならない」とされている。

小作主事は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第4条の規定により、「都道府県知事は、職員のうちから、小作主事を命ずる」とされおり、調停においては、「民事調停法（中略）第27条及び第28条（中略）に規定する事務をつかさどる」、すなわち、農地法の観点から意見を述べることとなる。

このように、本件農事調停事件は、裁判所（国）が行う事務であることから、本件復命書における不開示情報に相当する部分及び不開示理由については、当該事務を行った〇〇地方裁判所（国）の意見を参考にした。

3 不開示情報該当性について

(1) 本件復命書における「事前評議」、「事後評議」及び「その他」に係る不開示部分について

民事調停は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする制度であり、この目的を達成するため、民事調停法第22条において、「特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する」と規定されている。

そして、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第30条では、「非訟事件の手続は、公開しない」とされており、これらの規定により、民事調停の手続は非公開で行われるものとされている。

当該不開示部分については、本件農事調停事件に係る調停委員会での調停の進め方などの打合せ内容を記録したものであり、その内容を公にすると、当事者が自らに不利な発言を控えるなど調停の運営が困難となり、手続を非公開とした民事調停制度の趣旨を損なうこととなる。

よって、当該不開示部分は、農事調停を実施する国（裁判所）が行う事務に関する情報であって、当該事務の性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第14条第7号の不開示情報に該当する。

(2) 本件復命書1における「相手方の主張の要旨」に係る不開示部分について

ア 当該不開示部分には、本件農事調停事件に係る復命内容として、本件

農事調停事件の「相手方の主張の要旨」が記載されており、これを開示すると相手方が審査請求人（本件農事調停事件における申立人の代理人）の反応を考慮して、調停への参加や十分な陳述を忌避する等により、当事者双方の意見を聴取し、公平かつ中立的な立場から調停案を作成し、双方に調停案の受諾を促し、紛争解決を図る当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第14条第7号の不開示情報に該当する。

イ さらに、当該不開示部分は、相手方の思想も含んだ、本件農事調停事件における具体的な主張内容である。「広島県個人情報保護条例の解釈運用基準」によると、個人に関する情報とは、個人の基本的事項（氏名、生年月日、住所等）に加え、「内心、心身、家庭生活、社会経済活動等の状況のみならず、個人の属性に関する情報のすべてをいう」とされており、当該不開示部分はこれら開示請求者以外の個人に関する情報であって、その記載内容等から、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第14条第3号の不開示情報にも該当する。

以上により、上記(1)及び(2)の情報について、条例第14条第3号及び第7号に規定する不開示情報に該当するとして行った当庁の本件処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立した本件農事調停事件における「事前評議」、「事後評議」、「その他」について、本件復命書に記載した内容を不開示にする理由はあり得ないと主張する。

しかし、自己が関係した本件農事調停事件に係る内容であったとしても、上記3に記したとおり、上記3(1)の不開示部分は、調停委員会での打合せ内容を記録したものであり、その内容を公にすると、当事者や調停委員の率直な意見交換が困難となり、手続を非公開とした民事調停制度の趣旨を損なうこととなる。

また、当該不開示部分は、農事調停を実施する国（裁判所）が行う事務に関する情報であって、同種のものが反復される当該事務の性質上、開示する

ことにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、これを認めることは相当でない。

以上のことから、成立した農事調停に係る内容であることを理由として、開示を認めるべきという審査請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、請求に係る保有個人情報記録されている行政文書として本件復命書を特定し、その一部を条例第14条第3号及び第7号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の全ての開示を求めていることから、以下、本件復命書を見分した結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

実施機関は、本件復命書1の「事前評議」、「相手方の主張の要旨」及び「事後評議」並びに本件復命書2の「その他」に係る情報を不開示として、上記第4の3(1)及び(2)のとおり、当該不開示部分は条例第14条第7号に該当するとともに、当該不開示部分のうち「相手方の主張の要旨」に係る部分は同条第3号にも該当する旨を説明している。

条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として規定している。

そして、同号中の「国」には、行政機関のほか、内閣、国会、裁判所の全てが含まれる。

当該不開示部分のうち、「事前評議」、「事後評議」及び「その他」には、本件農事調停事件の調停開始前後の調停委員等関係者による内部の打合せ内容が、「相手方の主張の要旨」には、本件農事調停事件の相手方の当該事件に対する見解や心情が記載されている。

民事調停は、民事調停法に基づき、民事に関する紛争につき、当事者の互

譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的として、公正、中立な第三者である調停委員が、当事者双方から事情聴取し、当事者双方の意向を踏まえつつ望ましい解決に導くものであり、また、民事調停事件の手続は、民事調停法第22条で準用する非訟事件手続法第30条により、「公開しない」こととされている。

このような民事調停制度の趣旨を踏まえると、当該不開示部分のような情報を開示すると、当事者と調停委員等の間で、あるいは、調停委員等の内部で、自由かつ率直に意見等を表明し、交換し合うことが困難になるとともに、調停への協力や、調停への参加そのものをちゅうちょ等することが考えられ、裁判所が行う民事調停の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、条例第14条第7号に該当することから、同条第3号の該当性を検討するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月11日	・ 諮問を受けた。
令和4年1月27日 (令和3年度第10回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年2月25日 (令和3年度第11回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授